

規 則

埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年三月七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）第六条の規定に基づき、埼玉県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内をもって組織する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 委員は、審査会の議決により議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第四条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第五条 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第六条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席及び欠席した委員の氏名
 - 三 議決事項
 - 四 表決における賛否の数
 - 五 議事の経過
 - 六 その他必要な事項
- 2 議事録には、会長及び出席した委員のうちから会長が指名した一人の委員が署名するものとする。

（庶務）

第七条 審査会の庶務は、埼玉県教育局市町村支援部教職員採用課において処理する。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（埼玉県教育局組織規則の一部改正）

2 埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一号を加える。

四 埼玉県教育職員免許状再授与審査会に関すること。